

〈芸術学関連学会連合シンポジウム〉

## 『芸術は誰のものか？—著作権問題を芸術学から考える—』

著作権の保護期間を現行の50年から70年に延ばそうという動きが論争を呼んでいる。作家、作曲家などを中心にこれに賛成する「著作権問題を考える創作者団体協議会」が形成されたのに対し、学者や批評家、法律家などを中心とした慎重派によって「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」が作られ、活発な論戦が始まっている。この問題に限らず、様々な芸術作品がインターネットで流通する時代になり、ネット上での音楽や動画の配信、携帯電話向けの小説やマンガの配信などが急速に一般化しつつある状況の中で、芸術作品をめぐる著作権に関する事柄が議論になる機会がとみに多くなっている。

これらの議論は、多くの場合、作者と受容者およびそれを媒介する芸術産業などの間の現実的な権利問題の議論に終始することが大半で、目の前の法律的な問題の枠をこえる歴史的・文化論的な議論にはなかなか出会うことができない。だがこの問題は実は、決してそのような表層的な議論では片づけることのできない奥行きをもっている。学問という立場から芸術に関わる者として、そのような形で事態が進んでゆくのを黙って見過ごしてよいのだろうか。

「作者の権利」という概念自体、自明のように語られているが、その成立を美学思想史的に問うならば、それが近代における作品、作者、独創性といった概念の確立とともにできあがってきた歴史的なものであり、その背景には所有権の思想をはじめ、近代的な政治・経済システムの根源に関わる様々なイデオロギーが作用していたことが明らかになってくる。また、民族学的なアプローチによって非西洋圏の諸文化の多様なあり方をみてもみれば、著作権の前提している「作者の権利」の考え方が、きわめて西洋的な芸術作品のあり方を前提としており、今世界各地で起こっている著作権をめぐる矛盾や軋轢は、グローバル化の中で、西洋の芸術とは違う成り立ちをもつ諸文化に対して西洋基準を押しつけるという、一種の差別問題の側面をもっていることも明らかになるだろう。

また、作品や作者のあり方についての諸芸術学の研究をつき合わせてみるならば、音楽における演奏家、映画における監督といった存在を引き合いに出すまでもなく、作者の位置づけや関与のあり方は、それぞれのジャンルごとに歴史的にも異なった成り立ちをもつ、きわめて多様性に富むものであり、それをあたかも「作者の権利」が一元的に措定できるかのように考えること自体に無理があること、著作権を論じるにはそもそも「作者とは何か」ということをきめ細かく論じることからはじめなければならないということが明らかになってくるだろう。

それにもかかわらず、現代においては、芸術作品の流通がインターネットによって、地域や領域による文化の違いをこえて、事実上一元化しつつある状況が急速に進んでいる。そこで起こっている問題に対処してゆくには、作者と受容者、さらにそれを媒介する産業、メディアといった様々な要素の関係性のあり方自体について、その歴史的変化や地域的領域的多様性を考慮しつつ、芸術に関わる諸学問領域の叡智を結集して考えてゆく必要があるのではないだろうか。芸術に関わる諸学会の連合体として、そのような問題に取り組むことは、まさに様々な学問的蓄積をもったわれわれでなければ果たすことのできない社会的責務であるが、同時にわれわれにとっても、芸術における作品や作者というもののあり方について根本的なところから考え直してみるための絶好の機会であろう。

企画立案 木村 建哉（日本映像学会）  
渡辺 裕（日本音楽学会）